

令和8年度
**幼稚園等新規採用教員研修
実施計画**

【目 次】

I 実施要項 1
II 園外研修 3
III 園内研修 5
IV 関係様式 7

【附録】

- ・ 幼稚園等研修指導員設置要綱・取扱要領



I 令和8年度幼稚園等新規採用教員研修実施要項

1 目的

教育公務員特例法附則第5条の規定により、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。

2 対象

幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という）の新任幼稚園教諭及び新任保育教諭（以下、「研修教員」という）とする。

※過年度未受講者を含む。【公立は悉皆研修】

なお、下記に留意のこと。

- (1) 保育士から初めて幼稚園教諭・保育教諭になった者で未受講の教諭は対象となる。
- (2) 私立幼稚園等で教諭としての勤務経験があり、任命権者が職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験があると認めた者は対象から除く。
- (3) 対象者が配置されている園の事情により、当該年度での実施が困難であると任命権者が判断した場合は、原則2年を限度に実施年度を延期することができる。

3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 園外研修 年間8日
- (2) 園内研修 年間10日程度（一般研修、保育研修）

4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体・実施体制

- (1) 幼稚園等新規採用教員研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、実施期間を通し、研修の実施状況等について、公立新任教員が所属する園への指導・助言を行う。
- (3) 総合教育センター及び各教育事務所に担当を置く。
- (4) 総合教育センター実施の園外研修は、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新任教諭及び新任保育教諭等の希望研修として宮城県私立幼稚園連合会と連携・協力し、実施する。
- (5) 園は、研修の状況を把握し、研修に対して必要な協力を行う。

6 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画を作成し、市町村教育委員会及び特別支援学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、園外研修、園内研修及びその他について必要な事項を定める。

7 研修計画等の作成

- (1) 幼稚園等の園長及び校長（以下、「園長」という）は、総合教育センターが作成する実施計画に基づき、園内研修計画書を作成する。
- (2) 園内研修計画の策定に当たっては、園外研修等との関連に配慮し、園内研修の項目及び時期並びにその他必要な事項を定め、研修が円滑に実施できるよう配慮する。

8 研修指導員

- (1) 県教育委員会は、別に定める「幼稚園等研修指導員設置要綱」（附録－１）により、非常勤の研修指導員を置く。
- (2) 研修指導員は、幼稚園等において公立新任教員に対する指導・助言を行う。

9 研修に係る園（校）内体制

- (1) 園長は、公立新任教員が研修を受ける際には、園内の体制を整備し、業務に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 園長、副園長・教頭、主任等は、園内研修計画書に従い、研修項目に応じて研修教員の指導等を行い、研修教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

10 研修報告

園長は、全ての研修終了後、園内研修実施報告書及び指導訪問報告書を作成し、以下のとおり提出する。

- (1) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、研修報告書を総括し、教育事務所に提出する。教育事務所は、研修報告書を総合教育センターに提出する。
- (2) 特別支援学校においては、総合教育センターに直接提出する。

11 その他

- (1) 研修教員の旅費は、任命権者の負担とする。
- (2) この要項は令和８年４月１日から施行し、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

II 園外研修

1 研修内容及び日数

園外研修は、基本研修（1日）、専門研修（5日）、教育事務所研修（2日）とし、合わせて8日の研修とする。

5月1日（金） ～5月29日（金） オンライン研修	基本研修	新任教員として サービス（マナー）と研修 みやぎの幼児教育の現状と課題 みやぎの防災（安全）教育
	講義 講義 講義 講義	
6月25日（木） 会場： 宮城教育大学附属幼稚園	専門研修1	宮城教育大学附属幼稚園公開保育
	参観	
7月8日（水） 会場： 総合教育センター	専門研修2	幼児期の教育の基本 保育記録と評価 対話を通して論理的思考を育てる
	講義・演習 講義・演習 講義・演習	
7月28日（火） 会場： 総合教育センター	専門研修3	【幼中堅研一部合同】 特別な配慮を要する幼児への対応 教員のメンタルヘルス 学級経営と環境構成の工夫
	講義・演習 講義・演習 講義・演習	
7月30日（木） 会場： 総合教育センター	専門研修4	幼児の絵の見取りと表現活動の工夫 幼児の発達と運動遊び これからの保育を考える
	講義・演習 講義・実技 協議	
8月4日（火） 会場： 総合教育センター	専門研修5	【幼中堅研一部合同】 園内事故への対応と予防、食物アレルギー カウンセリング技法を生かした保護者とのかかわり 幼児教育の重要性と保幼小接続について
	講義・演習 講義・演習 講義・演習	
各教育事務所の計画による研修（2日）	教育事務所研修	小学校、幼稚園、保育所、認定こども園における授業・保育参観・協議等

2 園外研修の受講に係る留意事項

- (1) 各研修の詳細は、研修教員が Plant から確認すること。変更等があった場合は、研修会開催の約1か月前までに情報を更新するので必ず確認すること。その他、連絡事項がある場合には、総合教育センターのホームページに掲載するので、併せて確認すること。
- (2) オンライン研修について
 - ① オンライン研修は総合教育センターホームページにある Plant より受講すること。
 - ② オンライン研修に必要な環境がない場合は、所管の教育委員会等に相談の上、総合教育センターの研修担当まで連絡すること。

(3) 園外研修を欠席する場合

- ① 幼稚園等新規採用教員研修（公立）は、悉皆研修である。そのため、やむを得ない理由以外による欠席は認めない。
- ② 「欠席届」の提出について

園長は研修担当指導主事に電話連絡をする。その後、速やかに当該研修教員の「欠席届」（「令和8年度宮城県教職員研修計画」を参照）を以下のルートで総合教育センター所長宛てに提出する。

(ア) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の場合



(イ) 県立学校の場合



- ③ 欠席した研修の補充等については、欠席事由や研修内容などにより対応が異なるため、研修担当指導主事から直接指示を受ける。

(4) 受講延期について

- ① 産前産後の特別休暇、育児休業、休職、その他やむを得ない理由で園外研修の一部又は全部を受講できないことが判明した場合は、受講の延期について、当該研修教員の所属長と総合教育センター所長が協議を行う。
- ② やむを得ない理由で受講を延期する場合、園長は、速やかに当該研修教員の「期日変更・延期願」（「令和8年度宮城県教職員研修計画」参照）を、総合教育センター所長宛てに提出する（提出方法及びルートは上記「欠席届」と同様）。
- ③ 「延期願」は年度ごとに許可されるため、原則として年度始めに提出すること。複数年度にまたがる場合は毎年4月に提出すること。

※上記様式は、総合教育センターホームページからダウンロードし、活用すること。

※総合教育センターへの提出は「総合教育センター所長（教職研修班扱い）」宛てとする。

Ⅲ 園内研修

1 研修日数及び時間

- (1) 年間10日程度（月に1回程度）とする。
- (2) 研修時間は、1日4時間程度とする。

2 研修内容

園内研修の内容は、「一般研修」と「保育研修」とする。

(1) 一般研修

- ① 「6 園内研修項目（例）」を参考に、各園の実情に合わせた内容で実施する。
- ② 講義形式だけでなく、演習や実技等の形式を適宜取り入れ、実践的な内容になるよう工夫する。

(2) 保育研修

- ① 「保育実践」「保育参観」「講義・演習」「公開保育」を実施する。
- ② 「保育実践」においては、研修教員が研修指導員の指導の下、保育実践を行う。
- ③ 「保育参観」においては、研修教員が他の教職員の保育を参観する。その際、他年齢児クラスの保育についても参観できるように配慮する。
- ④ 「講義・演習」においては、研修指導員が、研修教員の保育実践についての指導・助言や、保育技術に係る講義、演習等を行う。
- ⑤ 園内において「公開保育」を行う。その際、研修教員の負担にならない範囲で保育指導案（略案）を作成するとともに、事後検討会を実施することが望ましい。

3 研修方法

- (1) 主として、研修指導員が指導に当たる。ただし、園内組織を活かし、園長、副園長・教頭、主任等の指導・助言等、それぞれの担当者の協力を得て行うこと。
- (2) 各園の年間計画や月計画、週計画に組み入れるなど、園長は確実に実施できるよう措置を講じる。
- (3) 各園の年間計画に位置付けられている他の園内研修（園内研究、指導主事訪問等）との一体化を図ることが望ましい。ただし、年度当初の園内研修計画に記入されていないものについては、研修時数には組み入れない。

4 研修記録

- (1) 研修教員は、園長、副園長、教頭、主任等の指導及び助言の下、園内研修に係る研修の記録（様式例参照）を作成する。
- (2) 研修の記録は、各園においてその累積と保管を行う。

5 園内研修項目（例）

(1) 幼稚園等新規採用教員研修に関する文科省モデル（抄）による（平成16年3月通知）

領域	研修項目（例）
基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の教育目標、方針の理解 ・ 地域の理解と活用 ・ 園務分掌 ・ 健康安全指導の進め方
学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級事務の進め方 ・ 保護者の理解と家庭との連携の仕方 ・ 保護者会の進め方
教育課程 〈指導計画〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週、日案の作成の方法 ・ 指導の実際 ・ 遊びや生活の仕方の指導と実際 ・ 行事の考え方と実際 ・ 環境構成の考え方と実際 ・ 園具、教具等の工夫 ・ 保育の展開と反省・評価
幼児理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の理解と指導の実際 ・ 幼稚園教育における評価の考え方 ・ 記録の取り方と指導要録の記入の実際

(注) 1 教育課程(指導計画)における研修項目「指導の実際」では、遊びを中心とした幼稚園生活の流れを通して、総合的な指導を行うことに十分配慮すること。なお、歌の指導、絵本の読み方、飼育・栽培物の世話、食事や片付け等、実技を中心とした観点にも配慮すること。

2 幼児理解における研修項目「幼児の理解と指導の実際」では、具体的な場面の中で一人一人の幼児に応じた指導を進める観点に配慮すること。

(2) 研修項目例の利用に当たっての留意事項

幼稚園等新規採用教員研修に関する文科省モデル（抄）を参照すること。

IV 関係様式

■ 幼稚園等新規採用教員研修に係る作成文書の一覧 ※提出先 総合教育センター

様式	文書名	作成者	提出方法・提出期限等
様式 1 (P. 8)	園内研修計画書	園長	令和 8 年 5 月 2 9 日 (金)
様式 2 (P. 9)	園内研修報告書	園長 研修教員	令和 9 年 2 月 2 6 日 (金)
様式 4 (P. 1 2)	指導訪問報告書	園長 研修指導員	令和 9 年 2 月 2 6 日 (金)
様式 5	教育事務所研修 実施計画書	教育事務所	令和 8 年 4 月 1 0 日 (金)
様式 6	教育事務所研修 実施報告書		令和 9 年 2 月 2 6 日 (金)
様式 3 (P. 1 1)	月間 指導訪問報告書	研修指導員	研修実施月の翌月の 5 日 ※教育事務所止まり
様式例 (P. 1 3)	園内研修の記録	研修教員	※園保管

- 各種様式は、総合教育センターのホームページからダウンロードすること。
「各種様式ダウンロード」→「初任者研修（2年目・3年目含む）・新規採用者研修・新規採用教員研修」→「新規採用者・新規採用教員様式一覧（養護・栄養・幼）」
- 各市町村教育委員会は、「様式 1、2、4」を各教育事務所に提出し、各教育事務所は、「様式 1、2、4」を総合教育センターに提出してください。
- 表中の「提出期限」は、総合教育センターへの提出期限です。市町村教育委員会及び教育事務所への提出期限は、教育事務所から別途通知されます。

提出のルート

(紙媒体又はPDF)

(紙媒体又はPDF)

(PDF)

幼稚園：園長 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 総合教育センター

※教育事務所から総合教育センターへの提出は、教職研修班宛てデスクネットメール（ウェブメール）で提出すること。

(PDF)

県立学校：校長 → 総合教育センター

※総合教育センターへの提出は、教職研修班宛てデスクネットメール（ウェブメール）で提出すること。

記載例

これは研修計画の一例です。
研修内容は、園の置かれている環境や職員構成、地域等に応じて適切に作成してください。

(様式1)

令和8年度幼稚園等新規採用教員研修 園内研修計画書

回	月日曜	研修内容 ※ 研修項目	
		一般研修	保育研修
	4/10(金)	<ul style="list-style-type: none"> 園の教育目標、方針の理解 園務分掌 	
1	5/22(金)	<ul style="list-style-type: none"> 週、日案の作成の方法 健康安全指導の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> 保育参観(年長児クラス) 保育実践(保育の一日の流れ)
2	6/19(金)	<ul style="list-style-type: none"> 学級事務の進め方 学級経営の意義 保護者会の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(登降園時の指導) 講義・演習(保育相談の進め方)
3	7/22(水)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者理解 小学校教育との円滑な接続 園具・教具等の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(園具の活用) 講義・演習(環境構成について) 講義・演習(教具の工夫)
4	8/17(月)	<ul style="list-style-type: none"> 行事の考え方と実際 幼児理解と指導の実際 保育記録のとり方 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(生活の指導) 保育参観(年中児クラス)
5	9/18(金)	<ul style="list-style-type: none"> 安全指導の進め方 教材の開発や研究 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(遊びの指導) 講義・演習(運動あそびの指導)
6	10/13(火)	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーへの対応 園における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(食事の指導) 講義・演習(基本的な生活習慣の育成)
7	11/13(金)	<ul style="list-style-type: none"> 環境構成の考え方と実際 家庭との連携の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> 保育参観(園内研究) 保育実践(教師の役割と援助) 講義・演習(指導案の作成の実際)
8	12/17(木)	<ul style="list-style-type: none"> 保育の展開と反省・評価 地域の理解と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 公開保育、事後検討会
9	1/22(金)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育における評価の考え方 遊びや生活の仕方の指導と実際 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(異年齢保育) 講義・演習(発達や学びの連続性)
10	2/5(金)	<ul style="list-style-type: none"> 指導要録の記入の実際 研修の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(行事) 講義・演習(気になる幼児へ対応)

職(教諭) 氏名(美田 園絵) の幼稚園等新規採用教員研修 園内研修計画を上記のとおり提出します。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

園 名 ○○市立○○幼稚園

園長名 ○○ ○○ (公印省略)

令和8年度幼稚園等新規採用教員研修 園内研修報告書

回	月日曜	研修内容（研修項目）	
		一般研修	保育研修
	4/10(金)	<ul style="list-style-type: none"> 園の教育目標、方針の理解 園務分掌 	
1	5/22(金)	<ul style="list-style-type: none"> 週、日案の作成 健康安全指導の 	<ul style="list-style-type: none"> 児クラス)の一日の流れ)
2	6/19(金)	<ul style="list-style-type: none"> 学級事務の進め 学級経営の意義 保護者会の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> 園時の指導) 講義・演習(保育相談の進め方)
3	7/22(水)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者理解 小学校教育との円滑な接続 園具・教具等の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(生活の指導) 講義・演習(環境構成について) 講義・演習(教具の工夫)
4	8/18(火)	<ul style="list-style-type: none"> 行事の考え方と実際 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(園外保育の指導) 保育参観(年中児クラス)
5	9/18(金)	<ul style="list-style-type: none"> 計画していた期日・内容を変更した場合は、実施した期日・内容を記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(遊びの指導) 講義・演習(運動あそびの指導)
6	10/13(火)	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーへの対応 園における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(食事の指導) 講義・演習(基本的な生活習慣の育成)
7	11/13(金)	<ul style="list-style-type: none"> 環境構成の考え方と実際 家庭との連携の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> 保育参観(園内研究) 保育実践(教師の役割と援助) 講義・演習(指導案の作成の実際)
8	12/17(木)	<ul style="list-style-type: none"> 保育の展開と反省・評価 地域の理解と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 公開保育、事後検討会
9	1/22(金)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育における評価の考え方 遊びや生活の仕方の指導と実際 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(異年齢保育) 講義・演習(発達や学びの連続性)
10	2/5(金)	<ul style="list-style-type: none"> 指導要録の記入の実際 研修の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(行事) 講義・演習(気になる幼児へ対応)

(様式2-2)

記載例

【研修教員記載】

今年度の研修を通して身に付いたこと

両面で1枚となるよう、枠の大きさを変えずに記載してください。

次年度に向けた抱負・課題

1年間の研修を通しての園長所見となります。研修教員に向けてではなく、報告書として記載してください。

園(校)長所見

職(教諭)氏名(美田 園絵)の幼稚園等新規採用教員研修 園内研修について
以上のとおり報告します。

令和 9 年 〇 月 〇 日

園 名 〇〇市立〇〇幼稚園

園長名 〇〇 〇〇

(公印省略)

(様式3)

令和8年度幼稚園等新規採用教員研修 月間指導訪問報告書

令和 年 月 日

() 教育事務所長 殿

園 名

研修教員名

園長名

(公印省略)

() 月分の訪問指導について、下記のとおり報告します。

記

研 修 日	[() / 10日]
研 修 時 間	
研 修 場 所	
研修指導員名	
研 修 項 目	

注1 研修を実施した月の翌月5日まで提出すること。

記載例

(様式4)

園長が行った研修（園の教育目標等）については記載の必要はありません。

令和8年度幼稚園等新規採用教員研修 指導訪問報告書

回	月日曜	指導内容	
		一般研修	保育研修
1	5/22 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 週、日案の作成の方法 自作資料を基に、子供の興味関心を捉え、作成することの必要性を講義。 健康安全指導の進め方 園の危機管理マニュアルについて理解を図った。訓練における園児への指示の出し方等実際の指導についての具体も講義。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育参観(年長児クラス) 年長児のクラスを参観し、園長、年長担任も参加して保育についての話し合いを実施。 保育実践(保育の一日の流れ) 一日の保育の様々な場面ごとに、適切な指導や援助、声かけについて振り返り、特によかった点を共有。
2	6/19(金)	<ul style="list-style-type: none"> 学級事務の進め方 事務の種類、能率的な進め方、等について、実際の書類等を持ち 学級経営の意義 	<ul style="list-style-type: none"> 保育実践(登降園時の指導) 項目のみではなく、指導の内容を簡単に記載すること。

10	2/5(金)	<ul style="list-style-type: none"> 研修の振り返り 一年間の研修を振り返り、成長と課題について話し合い。 	<p>A4にまとめる(2枚以内)。</p>
----	--------	--	-----------------------

指導に当たった感想

保育士として5年の経験があることを踏まえ、これまでの経験を生かしながらか指導に当たるよう心がけた。園児一人一人に丁寧に向き合い、信頼関係
研修指導員として指導した感想、指導の成果や課題等を記載してください。
指導は金曜日に多く計画し、毎日の「遊び」から何を学
うな声掛けの仕方や園児が友達と十分に関わって遊びを展開できるような環境構成について助言した。

研修を通して、園児の行動や心の動きを温かく受け止め、理解しようとする姿勢が見られた。今後もよりよい保育を提供できるように自ら学び、課題を解決しながら保育の質を上げてほしい。

研修指導員 氏名 ○○ ○○

職(教諭)氏名(美田 園絵)の幼稚園等新規採用教員研修 園内研修の指導について以上のとおり報告します。

令和 9 年 ○ 月 ○ 日

園名 ○○市立○○幼稚園

園長名 ○○ ○○ (公印省略)

幼稚園等新規採用教員研修「園内研修の記録」

○ ○ 幼稚園

職 _____

氏名 _____

園長	副園長・教頭等	担当

月 日 ()		研修場所
研修名		
時間		
研修内容等		
研修教員所感		
研修指導員所感		

幼稚園等研修指導員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の研修指導員の設置及びその取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 幼稚園等の新任教諭及び新任保育教諭等（以下「新任教諭等」という。）に必要な指導及び助言を行い、もって幼稚園等教員としての実践的指導力及び使命感を養うため、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に幼稚園等研修指導員（以下「研修指導員」という。）を置く。

(任用等)

- 第3 研修指導員は、新任教諭等への実践的指導を行うことができる資質を有する者とし、原則として幼稚園教諭の普通免許状を有する者のうちから、教育事務所長の推薦に基づき、県教育委員会が任用する。
- 2 研修指導員が、健康状況の変化等やむを得ない事由により、研修指導員としての職務を継続できない場合は、県教育委員会は、速やかにその後任者を決定し、前任者の残任期間を任用する。
 - 3 県教育委員会は、新任教諭等と同一の幼稚園等に勤務する者を研修指導員として任用することができる。

(職務)

第4 研修指導員は、所管の教育事務所長の指導監督を受け、新任教諭等の研修等について指導及び助言を行う。

(身分及び任用期間等)

- 第5 研修指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 2 研修指導員の任用期間は、1会計年度内で定めるものとする。ただし、次年度以降に再任することを妨げない。

(報酬、手当及び費用弁償)

第6 研修指導員に対する報酬、手当及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第48号）に基づき支給するものとする。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、研修指導員の取扱いについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 幼稚園研修指導員設置要綱（平成4年4月1日施行）及び幼保連携型認定こども園研修指導員設置要綱（平成29年10月1日施行）（以下これらを「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧要綱第3の規定により委嘱された研修指導員については、この要綱第3の規定により任用された研修指導員とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

幼稚園等研修指導員取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、幼稚園等研修指導員設置要綱第6の規定に基づき、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の研修指導員の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2 幼稚園等研修指導員（以下「研修指導員」という。）の勤務は、新任教諭又は新任保育教諭等（以下「新任教諭等」という。）1人につき、1日7時間45分、年間10日程度とし、その割り振りについては、市町村長又は市町村教育委員会の要請に基づき、所管の教育事務所長が決定する。

(報告等)

第3 研修指導員は、任用期間中の全ての指導終了後、遅滞なく、別に定める指導訪問報告書を作成し、指導訪問を行った幼稚園等の所属長及び所管の教育事務所長に提出する。

2 研修指導員は、原則として総合教育センター所長の指定する研修指導員連絡会議に出席する。

(報酬等)

第4 研修指導員に対する報酬は時給とし、その金額は別に定める。

2 報酬、手当及び旅費（以下「報酬等」という。）の支給に当たり、教育事務所は、研修指導員から債権者登録届出書及び口座振込依頼書を徴し、報酬等を研修指導員本人の口座へ振り込むものとする。

3 研修指導員が、研修指導員連絡会議に出席した場合は、当該会議の出席に係る報酬及び旅費を幼稚園等に指導訪問する場合に準じて支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 幼稚園研修指導員実施要領（平成4年4月1日施行）

(2) 幼保連携型認定こども園研修指導員実施要領（平成29年10月1日施行）

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、改正後の幼稚園等研修指導員取扱要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月24日から施行する。ただし、第4第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。



新規採用者研修 相談窓口

- 日頃の指導や研修において、困っていること、悩んでいることなど、ご相談ください。
- 新規採用者、指導教員等、どなたでも相談できます。
- 一人で悩まず、気軽にご相談ください。解決に向けて一緒に考えていきましょう。
- 電話にて相談される場合には、通常問い合わせ先と電話番号が共通となっているため、電話対応者に「新規採用者研修相談窓口を見て電話しました」とお伝えください。

宮城県総合教育センター 教職研修班

 022-784-3558

 shoninken@edu-c.pref.miyagi.jp

